

平成25年(ワ)第758号 不当条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

求釈明申立書

平成25年8月12日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

原告訴訟代理人弁護士

山 田 延

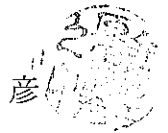
廣



同

原 田 武

彦



同

風 呂 橋

誠



同

工 藤 勇

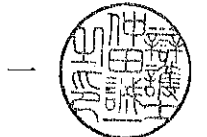
行



同

仲 田 誠

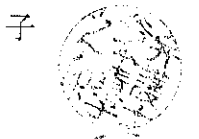
一



同

谷 本 素

子



同

松 岡 幸

輝



同

松 岡 正

志



頭書事件につき、下記のとおり求釈明を申し立てる。

記

第1 申立ての趣旨

- 1 被告は、現在、中途解約の場合の返戻金に関する契約内容を是正したと主張しているところ、この是正内容につき、被告が教習契約において使用している、募集時説明資料、契約書類及び教習契約に適用される学則等規約類を開示した上、これらの提出をもって明らかにされたい。
- 2 被告が、教習契約の募集時及び契約時に、各どのような書類を用いて、解約時の扱いをどのように説明をしているのかにつき明らかにされたい。
- 3 被告が現在使用している特約コース及び23才まで限定コースの解約時返戻金に関する定め改訂時期と改訂理由について、明らかにされたい。

第2 申立ての理由

1 申立ての趣旨1について

- (1) 被告には、答弁書別紙のほか、少なくとも、「入校申込書」、「誓約書」等の契約時作成書類及び「学則」等の規約類が存在する。被告が主張する是正内容を確認、検討するためには、答弁書別紙の検討だけでは不十分であり、被告が教習契約時に使用する説明資料、契約書類及び学則等規約の精査が必要である。
- (2) なお、被告ウェブサイト上の「特約コース」及び「23才まで限定コース」の各ページを確認したが、平成25年7月19日時点では改訂されておらず、従前のままの記載になっている。
- (3) そのため、申立ての趣旨1のとおり求釈明を申し立てる。

2 申立ての趣旨2について

- (1) 申立ての趣旨1に関連して、被告の主張を精査・検討するためには、被告が、現在、答弁書別紙を含む、どのような募集時資料、契約書類等各書類及び規約に基づいて、どのような勧誘を行い、どのような契約時説明を行っているのかを確認する必要がある。
- (2) 特に、答弁書別紙2では、23才まで限定コースについて、「※中途解約される場合、認定補修回数を未消化の方は、未消化の補修料金の全額を返金いたします。」と記載されており、中途解約時の(補修料金以外の)教習料金に関する取扱いが明示されていない。
- (3) そのため、申立ての趣旨2のとおり求釈明を申し立てる。

3 申立ての趣旨3について

- (1) 答弁書別紙2ないし4の各「ご案内」書面を見ると、右下部に「H25.6.15TA (Ta)」との記載があり、これら各書面は、本件訴訟提起後(マスコミ報道後)の平成25年6月15日に至り、取り急ぎ改訂されたようである。
- (2) しかし、前記1(2)のとおり、ウェブページの改訂は行われておらず、

契約書類や学則等規約類との関係も明らかではない。

- (3) そのため、答弁書別紙2ないし4の改訂時期と改訂理由について詳細を明らかにするため、申立ての趣旨3のとおり求釈明を申し立てる。

以 上